
一般社団法人日本フォレンジック看護学会
役員選考規程

(目的)

第1条

この規程は、一般社団法人日本フォレンジック看護学会（以下、当法人という）の定款第26条、第27条、第28条、第29条および第30条に基づく役員の選任について必要な事項を定める。

(定義)

第2条

この規程において役員とは、理事及び監事とする。

(役員候補者の資格基準)

第3条

理事の候補者は、定款第14条に定める代議員でなければならない。

- 2 前項の規程にかかわらず、必要があるときは定款第27条に基づき、当法人の会員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 監事の候補者は、代議員1名、理事会の推薦者1名でなければならない。

(役員候補者の選考)

第4条

理事会は、改選または増員を要する役員について、その選任に関する議案を決議する総会の開催1ヶ月前までに役員候補者を選考する。

- 2 当該の総会に提出する議案には、役員候補者が就任する予定の役職についても記載することとする。

(候補者の選考手続き)

第5条

選挙管理委員会は、定款第14条に基づく選挙により選出された代議員の中から、その選任後直ちに役員候補者を選考しなければならない。その役員候補者の選考手続きは、下記の方法にて行う。

- ① 代議員より理事候補者10～15名、監事候補者1名を選出する。
理事候補者の選出については、代議員1名につき10名投票する。
監事候補者の選出については、代議員1名につき1名投票する。
- ② 役員（理事・監事）候補者に選出されたものは役員候補者承諾書を提出する。
- ③ 役員（理事・監事）候補者の不承諾の場合は次点のものを選出する。
- ④ 選挙管理委員会は役員（理事・監事）候補者一覧を理事会に報告する。

(役職の選出)

第6条

第4条で理事候補者に選考された者は、理事長、副理事長のほか、各委員会の委員長などの役職に就任する候補者を、互選により選出しなければならない。

- 2 前項で決定した理事長候補者は、他の候補者の氏名を役職の種別ごとに理事会に報告するものとする。

(選任)

第7条

選出された役員候補者は、総会の決議によって役員に選任される。

(改廃)

第8条

この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

(委任)

第9条

この規程に定めるもののほか、この規程の実施に際し必要な事項があるときは、理事会に諮りこれを定める。

附則

この規程は、令和5年(2023)年 2月3日より施行する。